

令和 7 年12月 富津市議会定例会
議 案 等 資 料

令和 7 年11月26日

富 津 市

令和 7 年12月 富津市議会定例会議案等資料一覧表

番 号	件 名	頁
	令和 7 年12月 富津市議会定例会議案等概要	1
議案第 2 号資料	一般職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第 1 条による改正）	6
議案第 2 号資料	一般職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第 2 条による改正）	14
議案第 2 号資料	富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第 3 条による改正）	19
議案第 2 号資料	富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第 4 条による改正）	21
議案第 3 号資料	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第 1 条による改正）	22
議案第 3 号資料	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第 2 条による改正）	23
議案第 4 号資料	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第 1 条による改正）	24
議案第 4 号資料	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第 2 条による改正）	25
議案第 5 号資料	富津市債権管理条例新旧対照表（第 1 条による改正）	26
議案第 5 号資料	富津市税条例新旧対照表（第 2 条による改正）	28
議案第 5 号資料	富津市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表（第 3 条による改正）	29
議案第 5 号資料	富津市介護保険条例新旧対照表（第 4 条による改正）	30
議案第 5 号資料	富津市道路占用料条例新旧対照表（第 5 条による改正）	31
議案第 6 号資料	富津市立保育所の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第 1 条による改正）	32
議案第 6 号資料	富津市立保育所の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第 2 条による改正）	33

議案第 7 号資料	富津市火災予防条例新旧対照表	34
議案第 8 号資料	千葉県市町村総合事務組合規約新旧対照表	38
議案第 9 号資料	君津郡市広域市町村圏事務組合規約新旧対照表	44
議案第15号資料	高宕山自然動物園管理運営協議会の概要	45
議案第16号資料	山中奥畑簡易水道管理組合の概要	46

令和 7 年 12 月 富津市議会定例会議案等概要

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第 1 号	富津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について (提案理由) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものである。 (施行日) 令和 8 年 4 月 1 日	健康福祉部
議案第 2 号	一般職の職員の給与等に関する条例及び富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 令和 7 年 10 月の千葉県人事委員会勧告に準じ、給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の引き上げ等を行うため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 公布の日。一部令和 8 年 4 月 1 日	総務部
議案第 3 号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 一般職の職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げることに伴い、特別職の職員で常勤のものに係る期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 公布の日。一部令和 8 年 4 月 1 日	総務部
議案第 4 号	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 一般職の職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げることに伴い、議会議員に係る期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 公布の日。一部令和 8 年 4 月 1 日	総務部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第5号	督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (提案理由) 市の債権に係る督促手数料を廃止するため、関係する条例を整備するものである。 (施行日) 令和8年4月1日	総務部 市民部 健康福祉部 建設経済部
議案第6号	富津市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 入所児童数が減少していること、施設の効率的な運営が困難となっていること等に伴い、市立保育所を再配置することにより適切な保育環境の維持及び向上を図る目的から、金谷保育所を令和8年3月31日に、佐貫保育所及び峰上保育所を令和10年3月31日に廃止するため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 令和8年4月1日。一部令和10年4月1日	健康福祉部
議案第7号	富津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 令和7年2月に発生した大船渡市林野火災を踏まえ、林野火災注意報及び林野火災警報を発令することができるようにする等のため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 令和8年1月1日	消防本部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第8号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について (提案理由) 三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が令和8年3月31日をもって解散することによる千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務の廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定について、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。 (施行日) 令和8年4月1日	総務部
議案第9号	君津郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び君津郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について (提案理由) 君津郡市広域市町村圏事務組合で共同処理する事務のうち、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき児童発達支援センターの設置及び管理運営に関する事務を廃止するため、君津郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び君津郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定について、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。 (施行日) 令和8年4月1日	企画政策部
議案第10号	損害賠償の額を定めること及び和解について (提案理由) 令和7年8月25日に発生した車両事故について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものである。	教育部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第11号	令和7年度富津市一般会計補正予算（第5号） 補正額 243,728 千円 補正後の予算額 23,193,722 千円 （主な事業） ・ 重度心身障害者医療費等助成事業 8,280 千円 ・ 私立保育園等運営事業 35,020 千円 ・ 道路維持事業 12,779 千円	総務部
議案第12号	令和7年度富津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） 補正額 5,562 千円 補正後の予算額 5,346,584 千円 （提案理由） 給与改定及び時間外勤務に伴う人件費並びにこれらに関連する歳入を計上するものである。	市民部
議案第13号	令和7年度富津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 補正額 1,685 千円 補正後の予算額 824,097 千円 （提案理由） 給与改定及び時間外勤務に伴う人件費並びにこれらに関連する歳入を計上するものである。	市民部
議案第14号	令和7年度富津市介護保険事業特別会計補正予算（第2号） 補正額 2,843 千円 補正後の予算額 5,929,762 千円 （提案理由） 給与改定及び時間外勤務に伴う人件費並びにこれらに関連する歳入を計上するものである。	健康福祉部
議案第15号	高宕山自然動物園の指定管理者の指定について（提案理由） 高宕山自然動物園の指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を引き続き高宕山自然動物園管理運営協議会に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。	建設経済部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第16号	山中奥畑簡易給水施設の指定管理者の指定について (提案理由) 山中奥畑簡易給水施設の指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を引き続き山中奥畑簡易水道管理組合に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。	建設経済部
報告第1号	専決処分の報告について (報告理由) 車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。	市民部
報告第2号	専決処分の報告について (報告理由) 物損事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。	消防本部
報告第3号	専決処分の報告について (報告理由) 車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。	消防本部

議案第 2 号資料

一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号）新旧対照表（第 1 条による改正）

現 行	改 正 案
（給料表） 第4条 給料表は、別表第1のとおりとする。 2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第25条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる職務の内容は、別表第2に掲げるとおりとする。 4 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、地方公共団体の組織に関する法令、条例、規則及び規程の趣旨に従い、及び前項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を認定し、又は改定することができる。 5 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、規則で定める基準に従い決定する。 6 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、全ての職員の職を第3項の規定により定められた職務の級のいずれかに格付しなければならない。 7 職員の給料は、給料表により支給しなければならない。ただし、給料表により難い特別な事由がある場合はこの限りでない。 8 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。 （期末手当） 第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。	（給料表） 第4条 給料表は、別表第1のとおりとする。 2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第25条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる職務の内容は、別表第2に掲げるとおりとする。 4 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、地方公共団体の組織に関する法令、条例、規則及び規程の趣旨に従い、及び前項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を認定し、又は改定することができる。 5 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、規則で定める基準に従い決定する。 6 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、全ての職員の職を第3項の規定により定められた職務の級のいずれかに格付しなければならない。 7 職員の給料は、給料表により支給しなければならない。ただし、給料表により難い特別な事由がある場合はこの限りでない。 8 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。 （期末手当） 第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6 箇月 100分の100 (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100分の80 (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100分の60 (4) 3 箇月未満 100分の30 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5 職務の級が給料表の5級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。 (勤勉手当) 第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前の期間における当該職員の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6 箇月 100分の100 (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100分の80 (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100分の60 (4) 3 箇月未満 100分の30 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5 職務の級が給料表の5級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。 (勤勉手当) 第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前の期間における当該職員の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める
--	--

額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50 を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第21条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第22条第3項」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第2項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条の2中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と読み替えるものとする。

別表第1 (第4条関係)

一般職給料表

職員職務 の区級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
分号	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年 前再	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300

額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5 を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第21条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第22条第3項」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第2項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条の2中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と読み替えるものとする。

別表第1 (第4条関係)

一般職給料表

職員職務 の区級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
分号	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年 前再	円	円	円	円	円	円	円	円
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900

任用	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
短時	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
間勤	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
務職	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
員及	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
び任	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
期付	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
職員	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
以外	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
の職	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
員	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	

任用	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
短時	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
間勤	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
務職	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
員及	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
び任	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
期付	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
職員	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
以外	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
の職	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
員	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	

<u>32</u>	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>	<u>300,100</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>402,000</u>	<u>446,100</u>
<u>33</u>	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>	<u>301,300</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>402,700</u>	<u>446,600</u>
<u>34</u>	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>	<u>302,600</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>403,400</u>	<u>447,000</u>
<u>35</u>	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>	<u>303,900</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>404,100</u>	<u>447,400</u>
<u>36</u>	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>	<u>305,200</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>404,800</u>	<u>447,800</u>
<u>37</u>	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>	<u>306,500</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>405,400</u>	<u>448,200</u>
<u>38</u>	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>	<u>307,800</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>406,000</u>	<u>448,600</u>
<u>39</u>	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>	<u>309,100</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>406,500</u>	<u>449,000</u>
<u>40</u>	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>	<u>310,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>406,900</u>	<u>449,300</u>
<u>41</u>	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>	<u>311,700</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>407,300</u>	<u>449,600</u>
<u>42</u>	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>	<u>313,000</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>407,500</u>	<u>450,000</u>
<u>43</u>	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>	<u>314,300</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>407,800</u>	<u>450,300</u>
<u>44</u>	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	<u>315,400</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>408,100</u>	<u>450,600</u>
<u>45</u>	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>	<u>316,300</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>408,400</u>	<u>450,900</u>
<u>46</u>	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>	<u>317,600</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>408,700</u>	
<u>47</u>	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>	<u>318,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>409,000</u>	
<u>48</u>	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>	<u>320,200</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>409,300</u>	
<u>49</u>	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>	<u>321,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>409,500</u>	
<u>50</u>	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>	<u>322,700</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>409,800</u>	
<u>51</u>	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>	<u>323,900</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>410,100</u>	
<u>52</u>	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>	<u>325,100</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>410,400</u>	
<u>53</u>	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>	<u>326,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>410,600</u>	
<u>54</u>	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>	<u>327,500</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>410,900</u>	
<u>55</u>	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>	<u>328,600</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>411,200</u>	
<u>56</u>	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>	<u>329,700</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>411,500</u>	
<u>57</u>	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>	<u>330,400</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>411,700</u>	
<u>58</u>	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>	<u>331,300</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>412,000</u>	
<u>59</u>	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>	<u>332,000</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>412,300</u>	
<u>60</u>	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>	<u>332,800</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>412,500</u>	
<u>61</u>	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>	<u>333,600</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>412,700</u>	

<u>32</u>	<u>240,900</u>	<u>276,700</u>	<u>310,500</u>	<u>356,400</u>	<u>381,400</u>	<u>413,500</u>	<u>458,500</u>
<u>33</u>	<u>242,000</u>	<u>277,400</u>	<u>311,600</u>	<u>358,100</u>	<u>382,500</u>	<u>414,200</u>	<u>459,000</u>
<u>34</u>	<u>242,900</u>	<u>278,200</u>	<u>312,900</u>	<u>359,900</u>	<u>383,400</u>	<u>414,900</u>	<u>459,400</u>
<u>35</u>	<u>243,800</u>	<u>279,000</u>	<u>314,200</u>	<u>361,700</u>	<u>384,400</u>	<u>415,500</u>	<u>459,800</u>
<u>36</u>	<u>244,800</u>	<u>279,600</u>	<u>315,500</u>	<u>363,500</u>	<u>385,400</u>	<u>416,200</u>	<u>460,200</u>
<u>37</u>	<u>245,800</u>	<u>280,300</u>	<u>316,700</u>	<u>365,000</u>	<u>386,200</u>	<u>416,800</u>	<u>460,600</u>
<u>38</u>	<u>246,700</u>	<u>281,100</u>	<u>318,000</u>	<u>366,400</u>	<u>387,100</u>	<u>417,400</u>	<u>460,900</u>
<u>39</u>	<u>247,600</u>	<u>281,800</u>	<u>319,300</u>	<u>367,800</u>	<u>388,000</u>	<u>417,900</u>	<u>461,200</u>
<u>40</u>	<u>248,400</u>	<u>282,500</u>	<u>320,600</u>	<u>369,200</u>	<u>388,800</u>	<u>418,300</u>	<u>461,500</u>
<u>41</u>	<u>249,200</u>	<u>283,200</u>	<u>321,900</u>	<u>370,700</u>	<u>389,600</u>	<u>418,700</u>	<u>461,800</u>
<u>42</u>	<u>249,900</u>	<u>283,900</u>	<u>323,100</u>	<u>371,500</u>	<u>390,400</u>	<u>418,900</u>	<u>462,100</u>
<u>43</u>	<u>250,500</u>	<u>284,600</u>	<u>324,400</u>	<u>372,400</u>	<u>391,200</u>	<u>419,200</u>	<u>462,400</u>
<u>44</u>	<u>251,100</u>	<u>285,300</u>	<u>325,500</u>	<u>373,400</u>	<u>391,900</u>	<u>419,500</u>	<u>462,700</u>
<u>45</u>	<u>251,800</u>	<u>286,000</u>	<u>326,400</u>	<u>374,300</u>	<u>392,600</u>	<u>419,800</u>	<u>463,000</u>
<u>46</u>	<u>252,400</u>	<u>286,600</u>	<u>327,700</u>	<u>375,400</u>	<u>393,300</u>	<u>420,100</u>	
<u>47</u>	<u>253,000</u>	<u>287,300</u>	<u>329,000</u>	<u>376,300</u>	<u>394,000</u>	<u>420,400</u>	
<u>48</u>	<u>253,600</u>	<u>287,900</u>	<u>330,300</u>	<u>377,300</u>	<u>394,700</u>	<u>420,700</u>	
<u>49</u>	<u>254,100</u>	<u>288,600</u>	<u>331,400</u>	<u>378,200</u>	<u>395,200</u>	<u>420,900</u>	
<u>50</u>	<u>254,700</u>	<u>289,200</u>	<u>332,700</u>	<u>378,900</u>	<u>395,800</u>	<u>421,200</u>	
<u>51</u>	<u>255,300</u>	<u>289,900</u>	<u>333,900</u>	<u>379,600</u>	<u>396,400</u>	<u>421,400</u>	
<u>52</u>	<u>255,800</u>	<u>290,600</u>	<u>335,100</u>	<u>380,200</u>	<u>397,100</u>	<u>421,700</u>	
<u>53</u>	<u>256,200</u>	<u>291,100</u>	<u>336,400</u>	<u>380,600</u>	<u>397,500</u>	<u>421,900</u>	
<u>54</u>	<u>256,600</u>	<u>291,700</u>	<u>337,400</u>	<u>381,200</u>	<u>398,100</u>	<u>422,200</u>	
<u>55</u>	<u>256,900</u>	<u>292,300</u>	<u>338,500</u>	<u>381,800</u>	<u>398,700</u>	<u>422,500</u>	
<u>56</u>	<u>257,200</u>	<u>293,000</u>	<u>339,600</u>	<u>382,500</u>	<u>399,200</u>	<u>422,800</u>	
<u>57</u>	<u>257,500</u>	<u>293,600</u>	<u>340,300</u>	<u>382,800</u>	<u>399,600</u>	<u>423,000</u>	
<u>58</u>	<u>257,800</u>	<u>294,200</u>	<u>341,200</u>	<u>383,500</u>	<u>400,200</u>	<u>423,300</u>	
<u>59</u>	<u>258,100</u>	<u>294,800</u>	<u>341,900</u>	<u>384,200</u>	<u>400,800</u>	<u>423,600</u>	
<u>60</u>	<u>258,400</u>	<u>295,500</u>	<u>342,700</u>	<u>384,800</u>	<u>401,300</u>	<u>423,800</u>	
<u>61</u>	<u>258,700</u>	<u>296,100</u>	<u>343,500</u>	<u>385,100</u>	<u>401,700</u>	<u>424,000</u>	

62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000	386,600		
87	256,300	297,400	346,400	387,000		
88	256,600	297,700	346,800	387,400		
89	256,900	298,000	347,000	387,700		
90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			

62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700			
87	266,500	306,100	356,100			
88	266,800	306,400	356,500			
89	267,100	306,700	356,700			
90	267,400	307,000	357,100			
91	267,700	307,300	357,500			

<u>92</u>	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	<u>348,200</u>
<u>93</u>	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	<u>348,400</u>
<u>94</u>		<u>299,400</u>	<u>348,800</u>
<u>95</u>		<u>299,700</u>	<u>349,200</u>
<u>96</u>		<u>300,100</u>	<u>349,500</u>
<u>97</u>		<u>300,300</u>	<u>349,800</u>
<u>98</u>		<u>300,600</u>	<u>350,200</u>
<u>99</u>		<u>301,000</u>	<u>350,600</u>
<u>100</u>		<u>301,400</u>	<u>351,000</u>
<u>101</u>		<u>301,600</u>	<u>351,500</u>
<u>102</u>		<u>301,900</u>	<u>351,900</u>
<u>103</u>		<u>302,200</u>	<u>352,300</u>
<u>104</u>		<u>302,500</u>	<u>352,700</u>
<u>105</u>		<u>302,700</u>	<u>353,200</u>
<u>106</u>		<u>303,000</u>	<u>353,600</u>
<u>107</u>		<u>303,300</u>	<u>353,900</u>
<u>108</u>		<u>303,600</u>	<u>354,200</u>
<u>109</u>		<u>303,800</u>	<u>354,700</u>
<u>110</u>		<u>304,200</u>	
<u>111</u>		<u>304,600</u>	
<u>112</u>		<u>304,900</u>	
<u>113</u>		<u>305,100</u>	
<u>114</u>		<u>305,300</u>	
<u>115</u>		<u>305,600</u>	
<u>116</u>		<u>306,000</u>	
<u>117</u>		<u>306,200</u>	
<u>118</u>		<u>306,400</u>	
<u>119</u>		<u>306,700</u>	
<u>120</u>		<u>307,000</u>	
<u>121</u>		<u>307,400</u>	

<u>92</u>	<u>268,000</u>	<u>307,600</u>	<u>357,900</u>
<u>93</u>	<u>268,300</u>	<u>307,800</u>	<u>358,100</u>
<u>94</u>		<u>308,000</u>	<u>358,400</u>
<u>95</u>		<u>308,300</u>	<u>358,800</u>
<u>96</u>		<u>308,700</u>	<u>359,100</u>
<u>97</u>		<u>308,900</u>	<u>359,400</u>
<u>98</u>		<u>309,200</u>	<u>359,800</u>
<u>99</u>		<u>309,500</u>	<u>360,200</u>
<u>100</u>		<u>309,900</u>	<u>360,600</u>
<u>101</u>		<u>310,100</u>	<u>361,100</u>
<u>102</u>		<u>310,400</u>	<u>361,500</u>
<u>103</u>		<u>310,700</u>	<u>361,900</u>
<u>104</u>		<u>311,000</u>	<u>362,300</u>
<u>105</u>		<u>311,200</u>	<u>362,800</u>
<u>106</u>		<u>311,500</u>	<u>363,200</u>
<u>107</u>		<u>311,800</u>	<u>363,500</u>
<u>108</u>		<u>312,100</u>	<u>363,800</u>
<u>109</u>		<u>312,300</u>	<u>364,200</u>
<u>110</u>		<u>312,600</u>	
<u>111</u>		<u>313,000</u>	
<u>112</u>		<u>313,300</u>	
<u>113</u>		<u>313,500</u>	
<u>114</u>		<u>313,700</u>	
<u>115</u>		<u>314,000</u>	
<u>116</u>		<u>314,400</u>	
<u>117</u>		<u>314,600</u>	
<u>118</u>		<u>314,800</u>	
<u>119</u>		<u>315,100</u>	
<u>120</u>		<u>315,400</u>	
<u>121</u>		<u>315,700</u>	

	122		307,600								122		315,900							
	123		307,900								123		316,200							
	124		308,200								124		316,500							
	125		308,500								125		316,800							
任期付職員	194,500	230,000	261,600	292,100	306,400	330,200	371,000	411,200			任期付職員	206,700	242,000	272,600	303,100	317,700	341,800	383,400	424,800	
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額			定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
	円	円	円	円	円	円	円	円				円	円	円	円	円	円	円	円	
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200				200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	

議案第 2 号資料

一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号）新旧対照表（第2条による改正）

改 正 前	改 正 案
(扶養手当) 第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (4) 60歳以上の父母及び祖父母 (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (6) 重度心身障害者 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)のうち、同項第1号に該当する扶養親族については1人につき3,000円(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「8級職員」という。)にあっては、支給しない。)、同項第3号から第6号までに該当する扶養親族については1人につき6,500円(8級職員にあっては、3,500円)とし、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき11,500円とする。 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。	(扶養手当) 第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (3) 60歳以上の父母及び祖父母 (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (5) 重度心身障害者 3 扶養手当の月額、前項第2号から第5号まで _____ のいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等 _____ 」という。) _____ については1人につき6,500円(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「8級職員」という。)にあっては、3,500円)とし、同項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円とする。 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。 (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合 (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。） 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。 (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合	第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。 (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合 (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。） 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。 (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
---	---

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合 (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員以外の職員となった場合 (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員以外のものが8級職員となった場合 (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合 (宿日直手当)	(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合 (3) 扶養親族たる父母等 で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員以外の職員となった場合 (4) 扶養親族たる父母等 で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員以外のものが8級職員となった場合 (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合 (宿日直手当)
第18条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,400円</u>を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。	第18条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,700円</u>を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。
2 前項の勤務は、第14条から第16条まで及び第20条の3の勤務には含まれないものとする。 (期末手当)	2 前項の勤務は、第14条から第16条まで及び第20条の3の勤務には含まれないものとする。 (期末手当)
第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。	第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前三任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5 職務の級が給料表の5級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。 （勤勉手当）	3 定年前三任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5 職務の級が給料表の5級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。 （勤勉手当）
第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前の期間における当該職員の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1） 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 （2） 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員 当該定年前三	第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前の期間における当該職員の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1） 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額 （2） 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員 当該定年前三

任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額	任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u> を乗じて得た額の総額
3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。	3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
4 第21条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第22条第3項」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第2項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。	4 第21条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第22条第3項」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第2項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。
5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条の2中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と読み替えるものとする。	5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条の2中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と読み替えるものとする。

議案第 2 号資料

富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年富津市条例第22号）新旧対照表（第 3 条による改正）

現 行	改 正 案																																		
(特定任期付職員の給与の特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table><tr><th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr><tr><td>1</td><td>392,000</td></tr><tr><td>2</td><td>440,000</td></tr><tr><td>3</td><td>492,000</td></tr><tr><td>4</td><td>555,000</td></tr><tr><td>5</td><td>634,000</td></tr><tr><td>6</td><td>740,000</td></tr><tr><td>7</td><td>864,000</td></tr></table> 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は、次の等級別基準職務表によるものとする。 <table><tr><td>(略)</td></tr></table> 3 前項の規定による号給の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。 (一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等) 第8条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号。以下「給与条例」という。）第4条、第5条、第9条から第11条まで、第19条第1項及び第2項、第20条並びに第20条の2の規定は、特定任期付職員には適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第21条第2項及び第22条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第22条第2項第1号中「<u>100分</u>	号給	給料月額（円）	1	392,000	2	440,000	3	492,000	4	555,000	5	634,000	6	740,000	7	864,000	(略)	(特定任期付職員の給与の特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table><tr><th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr><tr><td>1</td><td>405,000</td></tr><tr><td>2</td><td>455,000</td></tr><tr><td>3</td><td>508,000</td></tr><tr><td>4</td><td>574,000</td></tr><tr><td>5</td><td>655,000</td></tr><tr><td>6</td><td>765,000</td></tr><tr><td>7</td><td>893,000</td></tr></table> 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は、次の等級別基準職務表によるものとする。 <table><tr><td>(略)</td></tr></table> 3 前項の規定による号給の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。 (一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等) 第8条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号。以下「給与条例」という。）第4条、第5条、第9条から第11条まで、第19条第1項及び第2項、第20条並びに第20条の2の規定は、特定任期付職員には適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第21条第2項及び第22条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第21条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第22条第2項第1号中「<u>100分</u>	号給	給料月額（円）	1	405,000	2	455,000	3	508,000	4	574,000	5	655,000	6	765,000	7	893,000	(略)
号給	給料月額（円）																																		
1	392,000																																		
2	440,000																																		
3	492,000																																		
4	555,000																																		
5	634,000																																		
6	740,000																																		
7	864,000																																		
(略)																																			
号給	給料月額（円）																																		
1	405,000																																		
2	455,000																																		
3	508,000																																		
4	574,000																																		
5	655,000																																		
6	765,000																																		
7	893,000																																		
(略)																																			

の105」 とあるのは「100分の87.5」 とする。

の107.5」 とあるのは「100分の90」 とする。

議案第 2 号資料

富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年富津市条例第22号）新旧対照表（第 4 条による改正）

改 正 前	改 正 案
（一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等） 第 8 条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号。以下「給与条例」という。）第 4 条、第 5 条、第 9 条から第11条まで、第19条第 1 項及び第 2 項、第20条並びに第20条の 2 の規定は、特定任期付職員には適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第21条第 2 項及び第22条第 2 項第 1 号の規定の適用については、給与条例第21条第 2 項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第22条第 2 項第 1 号中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。	（一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等） 第 8 条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号。以下「給与条例」という。）第 4 条、第 5 条、第 9 条から第11条まで、第19条第 1 項及び第 2 項、第20条並びに第20条の 2 の規定は、特定任期付職員には適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第21条第 2 項及び第22条第 2 項第 1 号の規定の適用については、給与条例第21条第 2 項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第22条第 2 項第 1 号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。

議案第 3 号資料

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第22号）新旧対照表（第 1 条による改正）

現 行	改 正 案
(期末手当) 第 4 条 期末手当は、6 月 1 日及び12月 1 日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に任期満了し、退職し、又は死亡した者についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6 箇月 100分の100 (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100分の80 (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100分の60 (4) 3 箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期満了し、退職し、又は死亡した者にあつては、それぞれその日現在）においてその者が受けるべき給料の月額にその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。	(期末手当) 第 4 条 期末手当は、6 月 1 日及び12月 1 日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に任期満了し、退職し、又は死亡した者についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6 箇月 100分の100 (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100分の80 (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100分の60 (4) 3 箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期満了し、退職し、又は死亡した者にあつては、それぞれその日現在）においてその者が受けるべき給料の月額にその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。

議案第 3 号資料

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第22号）新旧対照表（第 2 条による改正）

改 正 前	改 正 案
(期末手当) 第 4 条 期末手当は、6 月 1 日及び12月 1 日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に任期満了し、退職し、又は死亡した者についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の235</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6 箇月 100分の100 (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100分の80 (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100分の60 (4) 3 箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期満了し、退職し、又は死亡した者にあつては、それぞれその日現在）においてその者が受けるべき給料の月額にその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。	(期末手当) 第 4 条 期末手当は、6 月 1 日及び12月 1 日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に任期満了し、退職し、又は死亡した者についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の232.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6 箇月 100分の100 (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100分の80 (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100分の60 (4) 3 箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期満了し、退職し、又は死亡した者にあつては、それぞれその日現在）においてその者が受けるべき給料の月額にその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。

議案第4号資料

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年富津市条例第7号）新旧対照表（第1条による改正）

現 行	改 正 案
（期末手当） 第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員についても同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 6箇月 100分の100 （2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4） 3箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額にその者が受けるべき議員報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。 4 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例により支給する。	（期末手当） 第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員についても同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 6箇月 100分の100 （2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4） 3箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額にその者が受けるべき議員報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。 4 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例により支給する。

議案第 4 号資料

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年富津市条例第 7 号）新旧対照表（第 2 条による改正）

改 正 前	改 正 案
（期末手当） 第 6 条 議長、副議長及び議員で 6 月 1 日及び12月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した議員についても同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の235</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 6 箇月 100分の100 （2） 5 箇月以上 6 箇月未満 100分の80 （3） 3 箇月以上 5 箇月未満 100分の60 （4） 3 箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額にその者が受けるべき議員報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。 4 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例により支給する。	（期末手当） 第 6 条 議長、副議長及び議員で 6 月 1 日及び12月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した議員についても同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の232.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 6 箇月 100分の100 （2） 5 箇月以上 6 箇月未満 100分の80 （3） 3 箇月以上 5 箇月未満 100分の60 （4） 3 箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額にその者が受けるべき議員報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。 4 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例により支給する。

議案第5号資料

富津市債権管理条例（平成23年富津市条例第22号）新旧対照表（第1条による改正）

現 行	改 正 案
（督促） 第6条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、規則等に定めるところによりこれを督促しなければならない。 2 前項の規定により督促（私債権に係るものを除く。）したときは、督促手数料として1通につき50円を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。 （延滞金） 第7条 市長は、市の債権（私債権を除く。）について、<u>前条第1項</u>の規定による督促をした場合において、当該督促をした金額が2,000円以上であるときは、当該金額にその履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年14.6パーセント（当該履行期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に相当する延滞金額を加算して徴収するものとする。この場合において、<u>前条第1項</u>の履行期限までに履行しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、これらの延滞金額を減額し、又は免除することができる。 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 （遅延損害金） 第8条 市長は、私債権について、<u>第6条第1項</u>の規定による督促をした場合において、当該督促をした金額が2,000円以上であるときは、当該金額にその履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する割合を乗じて計算した	（督促） 第6条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、規則等に定めるところによりこれを督促しなければならない。 （延滞金） 第7条 市長は、市の債権（私債権を除く。）について、<u>前条</u>の規定による督促をした場合において、当該督促をした金額が2,000円以上であるときは、当該金額にその履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年14.6パーセント（当該履行期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に相当する延滞金額を加算して徴収するものとする。この場合において、<u>前条</u>の履行期限までに履行しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、これらの延滞金額を減額し、又は免除することができる。 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 （遅延損害金） 第8条 市長は、私債権について、<u>第6条</u>の規定による督促をした場合において、当該督促をした金額が2,000円以上であるときは、当該金額にその履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する割合を乗じて計算した

金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に相当する遅延損害金を加算して徴収するものとする。この場合において、遅延損害金の減額及び免除並びに年当たりの割合は、前条第1項後段及び第2項の規定を準用する。 （滞納処分等）	金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に相当する遅延損害金を加算して徴収するものとする。この場合において、遅延損害金の減額及び免除並びに年当たりの割合は、前条第1項後段及び第2項の規定を準用する。 （滞納処分等）
第9条 市長は、市税及び強制徴収公債権について、<u>第6条第1項</u>の規定による督促を受けた者が指定した期限までに履行しないときは、滞納処分を行わなければならない。 2 市長は、前項の場合において、法令に定める事由に該当するときは、徴収猶予、換価の猶予又は滞納処分の停止を行うことができる。 （強制執行等）	第9条 市長は、市税及び強制徴収公債権について、<u>第6条</u>の規定による督促を受けた者が指定した期限までに履行しないときは、滞納処分を行わなければならない。 2 市長は、前項の場合において、法令に定める事由に該当するときは、徴収猶予、換価の猶予又は滞納処分の停止を行うことができる。 （強制執行等）
第10条 市長は、非強制徴収公債権及び私債権（以下「私債権等」という。）について、<u>第6条第1項</u>の規定による督促をした後規則で定める相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第13条の措置をとる場合又は第14条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。 （1） 担保の付されている私債権等（保証人の保証があるものを含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。 （2） 債務名義のある私債権等（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。 （3） 前2号に該当しない私債権等（第1号に該当する私債権等で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。	第10条 市長は、非強制徴収公債権及び私債権（以下「私債権等」という。）について、<u>第6条</u>の規定による督促をした後規則で定める相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第13条の措置をとる場合又は第14条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。 （1） 担保の付されている私債権等（保証人の保証があるものを含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。 （2） 債務名義のある私債権等（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。 （3） 前2号に該当しない私債権等（第1号に該当する私債権等で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

議案第 5 号資料

富津市税条例（昭和46年富津市条例第35号）新旧対照表（第 2 条による改正）

現 行	改 正 案
（用語） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 徴税吏員 市長又はその委任を受けた市職員をいう。 （2） 徴収金 市税並びにその<u>督促手数料、延滞金</u>、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 （3） 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、市が作成するものに納税者の住所及び氏名又は名称並びにその納税すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。 （4） 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、市が作成するものに、特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。 <u>（督促手数料）</u> 第21条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては督促状 1 通について、50円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。	（用語） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 徴税吏員 市長又はその委任を受けた市職員をいう。 （2） 徴収金 市税並びにその<u>延滞金</u>、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 （3） 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、市が作成するものに納税者の住所及び氏名又は名称並びにその納税すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。 （4） 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、市が作成するものに、特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。 第21条 削除

議案第 5 号資料

富津市後期高齢者医療に関する条例（平成20年富津市条例第 1 号）新旧対照表（第 3 条による改正）

現 行	改 正 案
<u>（保険料の督促手数料）</u> 第 5 条 保険料の督促手数料は、督促状 1 通につき50円とする。	第 5 条 削除

議案第 5 号資料

富津市介護保険条例（平成12年富津市条例第12号）新旧対照表（第 4 条による改正）

現 行	改 正 案
<u>（保険料の督促手数料）</u> 第 7 条 保険料の督促手数料は、督促状 1 通につき50円とする。	第 7 条 削除

議案第 5 号資料

富津市道路占用料条例（昭和48年富津市条例第22号）新旧対照表（第 5 条による改正）

現 行	改 正 案
(督促手数料及び延滞金)	(_____延滞金)
第 6 条 法第73条第 1 項の規定により督促状を発したときは、 <u>富津市税条例（昭和46年富津市条例第35号）第21条の規定の例により督促手数料及び、延滞金を徴収する。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないことができる。</u>	第 6 条 法第73条第 1 項の規定により督促状を発したときは_____ ____、延滞金を徴収する。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないことができる。

議案第 6 号資料

富津市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和46年富津市条例第43号）新旧対照表（第 1 条による改正）

現 行	改 正 案																								
(名称、位置及び定員)	(名称、位置及び定員)																								
第2条 前条により設置する保育所の名称、位置及び定員は、別表のとおりとする。	第2条 前条により設置する保育所の名称、位置及び定員は、別表のとおりとする。																								
別表（第2条）	別表（第2条）																								
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>定員</th></tr><tr><td></td><td></td><td>(略)</td></tr><tr><td>富津市立金谷保育所</td><td>富津市金谷2221番地 1</td><td>40</td></tr><tr><td>富津市立峰上保育所</td><td>富津市上後305番地</td><td>60</td></tr></table>	名称	位置	定員			(略)	富津市立金谷保育所	富津市金谷2221番地 1	40	富津市立峰上保育所	富津市上後305番地	60	<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>定員</th></tr><tr><td></td><td></td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>富津市立峰上保育所</td><td>富津市上後305番地</td><td>60</td></tr></table>	名称	位置	定員			(略)				富津市立峰上保育所	富津市上後305番地	60
名称	位置	定員																							
		(略)																							
富津市立金谷保育所	富津市金谷2221番地 1	40																							
富津市立峰上保育所	富津市上後305番地	60																							
名称	位置	定員																							
		(略)																							
富津市立峰上保育所	富津市上後305番地	60																							

議案第 6 号資料

富津市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和46年富津市条例第43号）新旧対照表（第 2 条による改正）

改 正 前			改 正 案		
(名称、位置及び定員)			(名称、位置及び定員)		
第 2 条 前条により設置する保育所の名称、位置及び定員は、別表のとおりとする。			第 2 条 前条により設置する保育所の名称、位置及び定員は、別表のとおりとする。		
別表（第 2 条）			別表（第 2 条）		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
富津市立飯野保育所	富津市下飯野332番地 6	100	富津市立飯野保育所	富津市下飯野332番地 6	100
富津市立吉野保育所	富津市絹656番地 2	50	富津市立吉野保育所	富津市絹656番地 2	50
富津市立佐貫保育所	富津市佐貫143番地 2	40			
富津市立中央保育所	富津市数馬579番地	80	富津市立中央保育所	富津市数馬579番地	80
富津市立竹岡保育所	富津市竹岡403番地 1	40	富津市立竹岡保育所	富津市竹岡403番地 1	40
富津市立峰上保育所	富津市上後305番地	60			

議案第 7 号資料

富津市火災予防条例（昭和46年富津市条例第68号）新旧対照表

現 行	改 正 案
目次	目次
第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の 2 ～第29条の 7）	第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の 2 ～第29条の 7）
（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）	（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）
第29条 火災に関する警報	第29条 火災に関する警報（法第22条第 3 項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）
が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。	が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。
（1） 山林、原野等において火入れをしないこと。	（1） 山林、原野等において火入れをしないこと。
（2） 煙火を消費しないこと。	（2） 煙火を消費しないこと。
（3） 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。	（3） 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
（4） 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。	（4） 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
（5） 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。	（5） 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
（6） 残火（たばこの吸殻 ^{がら} を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。	（6） 残火（たばこの吸殻 ^{がら} を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。
（7） 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。	
（住宅における火災の予防の推進）	（住宅における火災の予防の推進）
第29条の 7 本市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。	第29条の 7 本市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。
（1） 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進	（1） 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) 住民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進 2 市民は、住宅における火災の予防を推進するため、第29条の3第1項に定める住宅の部分のほか、台所その他の火災発生のおそれが大であると認められる住宅の部分における住宅用防災警報器等の設置に努めるものとする。	(2) 住民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進 2 市民は、住宅における火災の予防を推進するため、第29条の3第1項に定める住宅の部分のほか、台所その他の火災発生のおそれが大であると認められる住宅の部分における住宅用防災警報器等の設置に努めるものとする。 <u>第3章の3 林野火災の予防</u> <u>(林野火災に関する注意報)</u> <u>第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</u> <u>2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</u> <u>3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。</u> <u>(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</u> <u>第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。</u>
(屋外催しに係る防火管理) 第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の規定による指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該催しを開催する日の14日前までに（当該催しを開催する日の14日前の日以後に同項の規定による指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。	(屋外催しに係る防火管理) 第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の規定による指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該催しを開催する日の14日前までに（当該催しを開催する日の14日前の日以後に同項の規定による指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に關すること。 (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に關すること。 (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に關すること。 (4) 対象火気器具等に対する消火準備に關すること。 (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に關すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に關すること。 2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該催しを開催する日の14日前までに(当該催しを開催する日の14日前の日以後に同項の規定による指定を受けた場合にあっては、消防長が定める日までに)、前項の火災予防上必要な業務に關する計画を消防長に提出しなければならない。 (火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を發するおそれのある行為_____ (2) 煙火(がん具用煙火を除く。)の打上げ又は仕掛け (3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催 (4) 水道の断水又は減水 (5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事 (6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設(対象火気器具等を使用する場合に限る。)	(1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に關すること。 (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に關すること。 (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条第1項において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に關すること。 (4) 対象火気器具等に対する消火準備に關すること。 (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に關すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に關すること。 2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該催しを開催する日の14日前までに(当該催しを開催する日の14日前の日以後に同項の規定による指定を受けた場合にあっては、消防長が定める日までに)、前項の火災予防上必要な業務に關する計画を消防長に提出しなければならない。 (火災とまぎらわしい煙等を發するおそれのある行為等の届出) 第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を發するおそれのある行為(たき火を含む。) (2) 煙火(がん具用煙火を除く。)の打上げ又は仕掛け (3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催 (4) 水道の断水又は減水 (5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事 (6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設(対象火気器具等を使用する場合に限る。)
--	---

	2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。
--	---

議案第 8 号資料

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和30年千葉県告示第496号）新旧対照表

現 行	改 正 案
（組合を組織する地方公共団体） 第2条 組合は、別表第1に掲げる市町村並びに一部事務組合及び広域連合（以下「組織団体」という。）をもって組織する。 （組合の共同処理する事務） 第3条 組合の共同処理する事務は次の各号に掲げる事務とし、組合は別表第2上欄に規定する事務の区分に応じ、当該下欄に掲げる組織団体の当該事務を共同処理する。 （1） 常勤の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を除く。以下「職員」という。）に対する退職手当の支給 （2） 住民の交通災害共済事業 （3） 議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償 （4） 非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償 （5） 非常勤消防団員、消防作業従事者、救急業務協力者、非常勤水防団長、非常勤水防団員、水防従事者及び応急措置業務従事者の公務上の災害に対する補償 （6） 非常勤消防団員に対する退職報償金の支給 （7） 消防吏員及び消防団員に対する賞じゅつ金の授与 （8） 非常勤消防団員及び消防作業従事者の公務上の災害に対する見舞金の支給 （9） 住民の予防接種事故に対する救済措置 （10） 住民の自然災害に対する災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け （11） 公平委員会に関する事務	（組合を組織する地方公共団体） 第2条 組合は、別表第1に掲げる市町村並びに一部事務組合及び広域連合（以下「組織団体」という。）をもって組織する。 （組合の共同処理する事務） 第3条 組合の共同処理する事務は次の各号に掲げる事務とし、組合は別表第2上欄に規定する事務の区分に応じ、当該下欄に掲げる組織団体の当該事務を共同処理する。 （1） 常勤の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を除く。以下「職員」という。）に対する退職手当の支給 （2） 住民の交通災害共済事業 （3） 議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償 （4） 非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償 （5） 非常勤消防団員、消防作業従事者、救急業務協力者、非常勤水防団長、非常勤水防団員、水防従事者及び応急措置業務従事者の公務上の災害に対する補償 （6） 非常勤消防団員に対する退職報償金の支給 （7） 消防吏員及び消防団員に対する賞じゅつ金の授与 （8） 非常勤消防団員及び消防作業従事者の公務上の災害に対する見舞金の支給 （9） 住民の予防接種事故に対する救済措置 （10） 住民の自然災害に対する災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け （11） 公平委員会に関する事務

(12) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社に関する事務 (13) 職員の共同研修機関の設置及び運営 (14) <u>職員採用試験の合同実施</u> (15) 消防救急無線設備（移動局無線設備及びこれと同等の設備構成となる無線設備を除く。）の整備及び管理 (16) 軽自動車税の賦課徴収に関する申告書（市町村へ直接提出されるものを除く。）の受付 2 組合は、前項に規定するもののほか、千葉県自治会館の設置及び管理を行うことができる。 別表第1（第2条関係） 千葉市 銚子市 市川市 船橋市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 <u>三芳水道企業団</u> <u>長門川水道企業団</u> 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 <u>印西地区消防組合</u> <u>九十九里地</u>	(12) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社に関する事務 (13) 職員の共同研修機関の設置及び運営 (14) <u>削除</u> (15) 消防救急無線設備（移動局無線設備及びこれと同等の設備構成となる無線設備を除く。）の整備及び管理 (16) 軽自動車税の賦課徴収に関する申告書（市町村へ直接提出されるものを除く。）の受付 2 組合は、前項に規定するもののほか、千葉県自治会館の設置及び管理を行うことができる。 別表第1（第2条関係） 千葉市 銚子市 市川市 船橋市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 <u>長門川水道企業団</u> 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 <u>印西地区消防組合</u> 夷隅郡市広
---	--

域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匠水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合

別表第2（第3条第1項関係）

共同処理する事務	共同処理する団体
第3条第1項第1号に掲げる事務	銚子市 館山市 木更津市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事

域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匠水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合

別表第2（第3条第1項関係）

共同処理する事務	共同処理する団体
第3条第1項第1号に掲げる事務	銚子市 館山市 木更津市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 長門川水道企業団 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事

	務組合 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匝水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団	務組合 印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匝水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合
第3条第1項第2号に掲げる事務	木更津市 茂原市 成田市 東金市 旭市 勝浦市 流山市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町	木更津市 茂原市 成田市 東金市 旭市 勝浦市 流山市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町
第3条第1項第3号に掲げる事務	銚子市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛	第3条第1項第3号に掲げる事務 銚子市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 長門川水道企業団 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛

	生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匠水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合
	(略)
第3条第1項第14号に掲げる事務	銚子市 市川市 船橋市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町

	生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合
	印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匠水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合
	(略)

第3条第1項第15号に掲げる事務	千葉県 銚子市 市川市 船橋市 木更津市 松戸市 野田市 成田市 旭市 習志野市 柏市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 富里市 栄町 安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合	第3条第1項第15号に掲げる事務	千葉県 銚子市 市川市 船橋市 木更津市 松戸市 野田市 成田市 旭市 習志野市 柏市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 富里市 栄町 安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合
第3条第1項第16号に掲げる事務	千葉県 銚子市 市川市 船橋市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町	第3条第1項第16号に掲げる事務	千葉県 銚子市 市川市 船橋市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町

議案第9号資料

君津郡市広域市町村圏事務組合規約（昭和44年千葉県指令第2229号）新旧対照表

現 行	改 正 案
（共同処理する事務） 第4条 組合は、次の各号に定める事務を共同で処理する。 （1） 関係市の広域事務の調整及び推進に関すること。 <u>（2） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき児童発達支援センターの設置及び管理運営に関すること。</u> <u>（3） 関係市の職員の共同研修に関すること。</u> <u>（4） 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第30条第1項第1号に規定する所轄庁が行うこととされている事務に関すること。</u> <u>（5） 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第6項に規定する専用水道及び同条第7項に規定する簡易専用水道に係る次に掲げる事務及びこれらに付随する事務に関すること。</u> ア 専用水道の布設工事の設計の確認 イ 専用水道の給水開始の届出受理 ウ 専用水道の業務委託の際の届出受理 エ 専用水道の施設基準及び簡易専用水道の管理基準に係る改善の指示及び給水停止命令 オ 専用水道及び簡易専用水道の設置者からの報告徴収及び施設の設置場所への立入検査 <u>（6） 飲用井戸等衛生対策要領（昭和62年厚生省生活衛生局長通知）の対象施設に係る衛生確保対策に関すること。</u>	（共同処理する事務） 第4条 組合は、次の各号に定める事務を共同で処理する。 （1） 関係市の広域事務の調整及び推進に関すること。 <u>（2） 関係市の職員の共同研修に関すること。</u> <u>（3） 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第30条第1項第1号に規定する所轄庁が行うこととされている事務に関すること。</u> <u>（4） 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第6項に規定する専用水道及び同条第7項に規定する簡易専用水道に係る次に掲げる事務及びこれらに付随する事務に関すること。</u> ア 専用水道の布設工事の設計の確認 イ 専用水道の給水開始の届出受理 ウ 専用水道の業務委託の際の届出受理 エ 専用水道の施設基準及び簡易専用水道の管理基準に係る改善の指示及び給水停止命令 オ 専用水道及び簡易専用水道の設置者からの報告徴収及び施設の設置場所への立入検査 <u>（5） 飲用井戸等衛生対策要領（昭和62年厚生省生活衛生局長通知）の対象施設に係る衛生確保対策に関すること。</u>

高宕山自然動物園管理運営協議会の概要

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 所在地 | 富津市豊岡2624番地 1 |
| 2 | 名称 | 高宕山自然動物園管理運営協議会 |
| 3 | 代表者名 | 会長 高梨 友男 |
| 4 | 設立 | 令和 3 年 8 月 1 日 |
| 5 | 役員数等 | 会長 1 名、副会長 1 名、会計 1 名、庶務 1 名、監事 2 名 |
| 6 | 目的 | 高宕山自然動物園の管理運営により、観光振興を図るとともに、
地域経済及び文化の発展に寄与することを目的とする。 |
| 7 | 事業内容 | (1) 高宕山自然動物園の指定管理の指定の受託による動物園の
管理運営

(2) その他本会の目的達成のために必要な事業 |
| 8 | 事業実績 | 高宕山自然動物園の指定管理運営 |

山中奥畑簡易水道管理組合の概要

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 所在地 | 富津市山中1877番地 5 |
| 2 | 名称 | 山中奥畑簡易水道管理組合 |
| 3 | 代表者名 | 組合長 磯貝 睦美 |
| 4 | 設立 | 昭和61年 5 月20日 |
| 5 | 役員数等 | 組合長 1 名、副組合長 1 名、理事（会計、庶務） 1 名、監事 2 名 |
| 6 | 目的 | 地域の飲料水を供給することにより水不足を解消し、衛生的な生活ができるように施設の維持管理を行うことを目的とする。 |
| 7 | 事業内容 | (1) 保健所等との連絡調整に関すること。
(2) 組合の生活用水の確保、管理に関すること。
(3) その他本組合の目的達成に必要な事項に関すること。 |
| 8 | 事業実績 | 山中奥畑簡易給水施設の指定管理運営 |